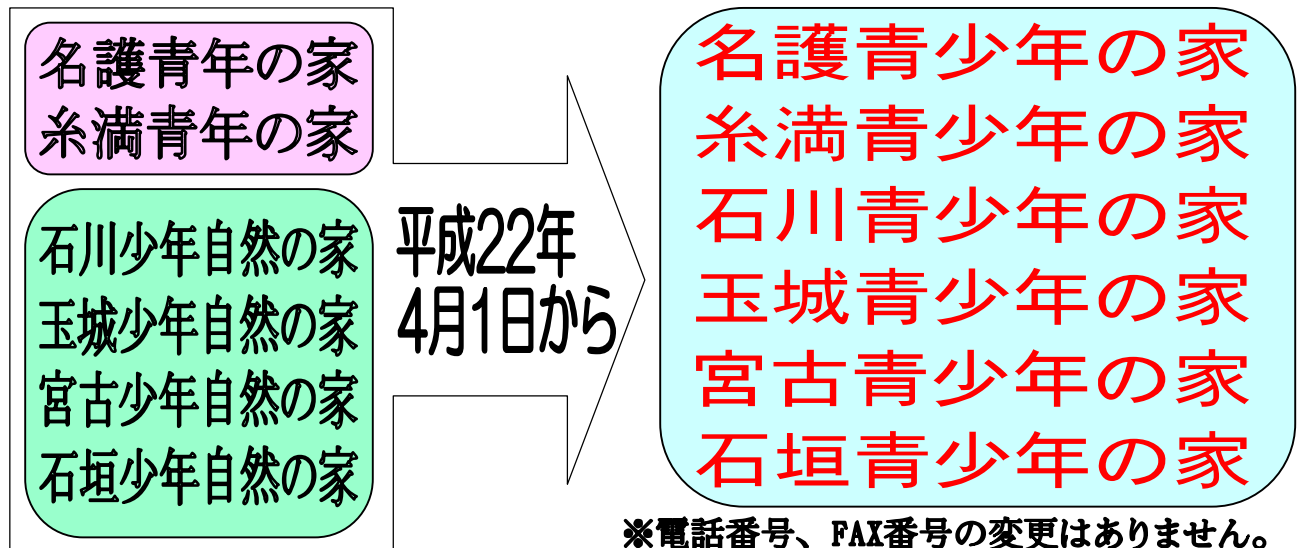


青少年の家からのお知らせ

平成22年4月1日に「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例」が施行され、県立青少年教育施設は名称を統一（青年の家、少年自然の家 青少年の家）されました。また、平成24年4月までの間に、段階的に指定管理者制度を導入いたします。

1 青年の家・少年自然の家は**青少年の家**になりました。



2 平成22年度から平成24年度にかけて、**順次、指定管理者制度を導入します。**

名護青少年の家 糸満青少年の家	平成22年4月～平成25年3月 指定管理者 学校法人KBC学園
石川青少年の家 玉城青少年の家	平成23年4月～平成26年3月 指定管理者 うないシルバー人材センター
宮古青少年の家 石垣青少年の家	平成24年4月から 指定管理者制度導入予定

3 変わらないことと変わること。

これまでと変わりません

県立青少年教育施設としての役割

主催事業 学校行事等での優先利用

利用方法 利用料金 利用料金の免除対象

これまでと変わるの・・・

指定管理者制度が導入された施設では、
休所日、利用料金の納付方法が変わります。